

山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度

制度の概要

犯罪被害にあった直後の被害者やその御家族は、医療費の支払いなど予定外の出費により生活費に困る場合があります。

そうした方々を援助するため、国が支給する「犯罪被害者等給付金」により返済していただくことを条件に、「100万円」を上限として、山形県警察が無利子で貸付を行う「つなぎ融資」の制度です。

御利用いただける方

御利用いただける方は、次の条件を全て満たしている方（1つの事案につき1人）に限られます。

国の「犯罪被害者等給付金」支給対象者であること

ただし、犯罪被害によりお亡くなりになった被害者の御遺族については、お亡くなりになった方の収入により生計を立てていたという「生計維持関係」にあったことが必要です。

公安委員会に「犯罪被害者等給付金」の裁定申請をした方 あるいは、これから裁定申請をしようとしている方

各都道府県の公安委員会に「犯罪被害者等給付金」の裁定申請をされた方、又は裁定申請をしようとしている方が対象となります。

被害時に、被害者御本人又は御遺族の方の住所が山形県内にあった方

申請時の住所が県外である場合でも、被害時において、被害者御本人又は御遺族の住所が山形県内にあった場合は、貸付金制度を利用することができます。

生活保護を受けていない方

生活保護を受けておられる方については、借入したお金も収入とみなされ、借入分の金額が生活保護支給額から減免されることになるため、この制度の趣旨が生かされないことから、対象となりません。

貸付限度額

貸付金額については、次のとおり貸付限度額を定め、その金額の範囲内で御希望の金額をお貸しします。ただし、貸付については1人1回のみとし、返済については全額一括返済としておりますので、返済可能な金額を設定して御利用いただきたいと思います。

貸付申請段階での「犯罪被害者等給付金」支給見込額が「100万円以上」のとき

100万円まで

貸付申請段階での「犯罪被害者等給付金」支給見込額が「100万円に満たない」が、連帯保証人を立てたとき

100万円まで

貸付申請段階での「犯罪被害者等給付金」支給見込額が「100万円に満たない」で、連帯保証人を立てないとき

支給見込額

償還期限

この制度は、国が支給する「犯罪被害者等給付金」により返済していただくことを条件に貸付を行う制度ですので、貸付が実行される時点では、いつまでに返済しなければならないという期限は定めておりません。

貸付実行後、次のような状況が判明した時点で、返済の期限が確定し、支払い請求をさせていただくことになります。

国から「犯罪被害者等給付金」が支給された日

貸付金額以上の損害賠償金等が支払われた日

貸付金額以上の※他の法令による給付金等が支払われた日

**の翌日から
30日以内**

※ 「他の法令による給付金等」とは、「災害補償関係法令に基づく給付」、「健康保険法等の規定により行われる療養に関する給付」、「自動車損害賠償保障事業からの給付」などを言います。

返済期限が確定すると、県から「納入通知書兼領収書」という用紙が郵送されますので、それを使用して、指定の納入場所に、全額を一括で返済していただくことになります。

提出していただく必要書類

申請には「犯罪被害者等生活資金貸付申請書」の他、次の書類の提出が必要です。

犯罪によりお亡くなりになった被害者の御遺族

- 死亡診断書や死体検案書など死亡年月日等を証明する書類
- 戸籍謄本など申込者の住所・氏名や亡くなった被害者との続柄を証明する書類
- 婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同じ関係（内縁関係等）にあったことを証明する書類
- 亡くなった被害者の収入によって生計を立てていたことを証明する書類
- 亡くなった被害者の給与明細書や所得証明書（課税証明書）など収入を証明する書類

犯罪被害者御本人

- 医師又は歯科医師の診断書
- 医療機関に支払った医療費等の領収書など医療費の自己負担額を証明する書類
- 申込者の戸籍謄本

保証人を立てる場合の保証人に関する書類

- 保証人の戸籍謄本
- 保証人の所得証明書

申込み方法

住所地を管轄する警察署（現住所が県外の場合には被害時の居住地を管轄する警察署）の警務課犯罪被害者支援係に必要書類を添えて申請してください。

申込みは、被害者の死亡又は重傷病、障害の発生を知った日から1年以内にしなければなりません。

犯罪被害者等生活資金貸付制度に関するお問い合わせは
山形県警察本部 広報相談課 犯罪被害者支援室
電話 023-626-0110
まで御連絡ください。